

使用許諾契約書

重要 — 注意してお読みください。

このAltium Limited使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様(一個人または一人法人組織を意味し、以下「お客様」といいます)とAltium Limited(以下「Altium」といいます)との間に締結される法的な契約書であり、コンピュータソフトウェア、ハードウェア、ファームウェアまたはいかなる形であれ、Altiumが開発し頒布する特定のコンピュータテクノロジーの使用に適用されます。許諾資料をインストール、使用、または登録する前に、本契約を注意深くお読みください。お客様は、許諾資料をインストール、使用または登録することにより、本契約第2条および4条「所有およびライセンスの許諾」の条項、第3条「ライセンスの制限」、第5条「秘密保持」の規定ならびに第8、9および10条に記載される「責任の制限および免責事項」その他の本契約の条項に拘束されることに同意するものとします。本契約の契約条項に同意されない場合、お客様は許諾資料のインストール、または使用することはできないものとし、お客様が、すでに許諾資料を手または購入されており、これを未だインストール、または使用していない場合は、当該許諾資料を速やかに購入した店舗に返却していただければ、購入代金は返金いたします。

本契約に基づいて供与されたソフトウェアの全ての知的財産権はAltiumとそのサブライヤによって所有されます。上記のソフトウェアおよびハードウェアは販売されるものではなく、許諾されるものであり、本契約の条項に厳密に従うことを条件として、ソフトウェアまたはそれらに関する知的財産権をダウンロード、インストール、使用し、またはその他利用することができます。ソフトウェアに含まれ、または関連してアクセスされるその他の第三者の製品およびサービスは当該第三者の使用条件に服するものとします。

ソフトウェアは、無許可の複製を予防するために作成された製品機能およびその他の技術を含むことがあります。お客様が当該機能を無効にすること、もしくは回避することは禁じられています。当該機能に従わない場合、ソフトウェアへのアクセスができなくなる場合があります。無許可の複製についての制限を回避する目的でそのような活動を行なうと、Altiumがその時点において、またその活動の認識の如何に拘らず、あるいは後日その活動に気がついた場合においても本契約は終了されます。かかる終了後においてもソフトウェアまたは他の許諾資料を継続して使用した場合、お客様は著作権侵害および他のクレームの責任を負わなければなりません。

第1条. 定義

本契約において、文脈により別意に解すべき場合を除き、以下の用語は以下の意味をもちます。

- Altium**とは、Altium Limitedおよびその全ての子会社(日本におけるアルティウムジャパン株式会社その他を含みます)、部門もしくは部署を意味します。
- バンドル**とは、2個以上のAltium製品が1つのパッケージとして提供される場合をいいます。製品がバンドルで提供される場合、使用および搬送において、1つの製品と見なされます。お客様は、いかなる場合においてもバンドル製品もしくはその一部をバンドル製品の使用が許諾されていないコンピュータまたはLANにインストールしてはいけません。
- 発効日**とは、関連する許諾資料に関する本契約の期間の開始日であり、お客様が許諾資料を取得された日を意味します。
- お客様**とは、許諾資料製品を取得される個人または法人を意味します。
- 製品**とは、関連メディア、印刷物および電子書類を含む、本契約に付随し、または本契約に基づいて今後提供されるあらゆるAltiumコンピュータソフトウェアアプリケーション(「Altiumソフトウェア製品」、またはAltium NanoBoard製品(「Altiumファームウェア製品」)のようなコンピュータハードウェアもしくはファームウェアを意味します。また、Altium製品には、別途許諾契約または使用条件が必要とされない限りにおいて、お客様が最初にAltium製品を取得された日の後にAltiumがお客様に提供する、ソフトウェアのアップデート、ソフトウェアのバージョンアップグレード、ソフトウェアコンフィギュレーションアップグレード、追加コンポーネント、ウェブサービスおよび/または補遺も含まれます。
- Developer Edition**とは、お客様のAltium製品への追加製品の作成を可能にするDeveloper Kitに添付されたAltium製品をいいます。
- Developer Kit**とは、Altium製品のDeveloper Editionの許諾時に供与される追加技術を含みます。Developer Kitには、プログラマー関連ソフトウェアインターフェイス文書、ソースコード事例およびランタイム・ライブラリが含まれます。
- ランタイム・ライブラリ**とは、Developer Kitの一部として供与される、コンパイルされたソフトウェアディベロップメントライブラリファイルを含みます。
- ファームウェア**とは、お客様に許諾されたソフトウェアに関する作業を行なうために以下に提供された、Altium NanoBoard(s)などのソフトウェア要素が含まれているコンピュータハードウェアを意味します。
- 知的財産権**とは、特許権、著作権、意匠権(登録済みまたは未登録にかかわらず)、商標権、秘密情報およびその他すべての形式的知的財産権を含みます。
- コア**とは、FPGA(Field Programmable Gate Array)もしくはASIC(Application Specific Integrated Circuit)の特定の構成機能の実行のために使用するロジックまたはデータのブロックを意味します。Altium Coreltpre-synthesized EDIFの形式により供与されます。
- ライブラリ**とは、許諾資料の一部として供与される、コンパイルされたコンピュータソフトウェアディベロップメントライブラリファイルを含みます。
- 許諾資料**とは、本契約に基づき、お客様に提供されたコンピュータハードウェア、ファームウェアおよびソフトウェア製品を意味します(バンドル製品、コアおよびライブラリを含むがこれらが全てではありません)。
- 使用許諾製品**とは、お客様によってまたはお客様のために設計、製造、または販売され全てライブラリに組み入れられ、または許諾資料を使用して設計された集積回路を意味します。

- LANまたはLocal Area Network**とは、同じ場所(相互に接続されたコンピュータの一部であつても、他の場所にあるコンピュータは含まれません)に設置され、許諾資料の一部として提供されたコンピュータソフトウェアを実行可能な、相互に接続されたコンピュータを意味します。
- 許容された使用**とは、下記第2条に基づきお客様による許諾資料の使用を意味します。
- セキュリティシステム**とは、お客様が許諾された方法に従って許諾資料と共に提供されるAltium製品の運用を可能にする方法、および、お客様がこれ以外の方法を用いてAltium製品の運用を可能にすることを防止する方法を意味します。
- 仕様**とは、Altiumが公表した許諾資料に関する仕様を意味します。
- インターネットベースのライセンス管理システム**とは、お客様がこれを介してオンデマンドベースで許諾資料を手に入れるwww.altium.comまたはAltiumが指定した他のアドレスにあるAltiumウェブサイトを含みます。
- コンチネンタルライセンス**とは、1つの地理的な大陸内の複数の場所で許諾資料を使用するためのマルチユーザーライセンスを意味します。
- ワールドワイドライセンス**とは、世界中の任意の複数の場所で許諾資料を使用するためのマルチユーザーライセンスを意味します。
- LANライセンス**とは、1つの地理的な場所で許諾資料を使用するためのマルチユーザーライセンスを意味します。
- 一時使用**とは、本契約に基づきお客様に別段に許諾されていない一つの場所、位置または一つの地理的なエリアで許諾資料を使用するというを意味しますが、この場合許諾資料は以下の条件で使用されなければなりません:a)一時的で期限付き、b)いかなる場合も、一時使用の結果、許諾資料の追加コピーが作成されたり、または他のコンピュータもしくはコンピュータネットワークにインストールされることにならない; c)いかなる場合も、本契約に基づき別段に許可される場合を除き、いずれかの第三者が許諾資料を継続的に使用することを許可しない;および、d)いかなる場合も、Altiumの秘密および営業秘密情報に漏えいまたは開示しない。一例として、本契約に基づき許可可能な一時使用の種類とは、許諾資料を、お客様の会社の事業について顧客と共に作業を行っており、かつ、お客様が開示する当該資料に関する秘密保持および制限に従うことを完全に義務付けられている契約者の敷地に持ち込む目的で、お客様がポータブルコンピュータ上に所有される場合です。この場合、お客様は当該契約者に対し許諾資料を見せることはできますが、いかなる場合においても、当該契約者のコンピュータまたはコンピュータネットワーク上にこれのコピーを残すことまたはこれをインストールすることはしないものとします。

第2条. 所有およびライセンスの許諾

- 所有権**。許諾資料はお客様にその使用を許諾するものであり、販売されるものではありません。許諾資料は、Altiumおよび/またはそのライセンサの独占的財産であり、全ての関連する知的財産権および契約法によって保護されています。本ライセンスを承諾することで、お客

様は許諾資料に係る全ての知的財産権は、Altiumおよび/またはそのライセンサの独占的財産であり続けることを認めるものとします。本契約は、本契約に基づきお客様に明示的に付与されるライセンスおよび権利を除いて、黙示的、禁反言的またはその他によってお客様に対してライセンスおよび権利を付与するものではありません。

- ライセンスの付与条件**。該当するライセンス料が支払われたとき、Altiumは、ここに非独占的で譲渡不可能なライセンスを以下の目的のため、お客様に付与します。
 - 使用承諾製品の設計、シミュレーション、完成および製造のみを目的として許諾資料を使用すること**。ただし、本契約に記載される全ての作業場所および他の制限の対象となります。
 - 許諾資料から開発され、お客様の載量でライブラリの全てもしくはいずれかの部分を組入れた使用許諾製品を、全世界においてお客様の顧客に使用させ、販売させまたはその他頒布すること**。
 - 使用の制限**。本契約により、お客様は、お客様がAltiumから許諾された条件に従って許諾資料をインストールし、使用する権利を付与されます。上記にかかわらず、Altiumは、お客様に対し、許諾資料を一時使用することを承諾します。ただし、お客様のライセンスが本契約に基づきどのように制限されている場合は、当該使用の結果、お客様が随時使用することを許可されているものより多くの許諾資料のコピーを使用することにならない場合に限るものとします。
 - いかなる場合においても、お客様は以下のことを行わないものとします:a)お客様の関連会社、子会社または部門、異なる地理的場所に所在するお客様の事業の一部、または第三者に対して、いかなる一部であれ、許諾資料をコピーすること、これにアクセスすること、これを使用することを許可すること(お客様がコンチネンタルライセンスまたはワールドワイドライセンスに基づき許諾資料を許諾されている場合を除く);上記にかかわらず、上記第2.3項に記載の通り、お客様は、許諾資料を一時使用できます; b)いかなる一部であれ、許諾資料にアクセスすることまたはこれを使用することを、第三者に許可すること。ただし、当該アクセスまたは使用が、ユーザー数に関する制限(本契約に基づくお客様のライセンスにそのような制限が適用されている場合を含む)がこれに限定されない、本契約の条件に別段に違反しない合理的な事業目的に関連したお客様による一時使用に関連している場合を除きます; c)お客様の他の関連会社、子会社、部門または第三者が使用するために許諾資料のコピーを作成すること; d)一時使用を含め、一度に許可された人数を超える人数に許諾資料にアクセスし、またはこれを使用することを許可すること(単一ライセンスが関わっているものであり、複数ユーザーを許可するライセンスが関わっているものであり)。ただし、許諾資料にアクセスし、これを使用するユーザーの人数を無制限にすることを許可するライセンスについてAltiumと交渉済みである場合は除きます。
 - お客様が一台のコンピュータに係る許諾資料の使用を許諾された場合は、許諾された期間中いつでも、許諾資料の一部のみをインストールし使用することができ、前記の許諾資料は、お客様によってのみ使用されるものとします。ただし、お客様が1台のコンピュータに係る許諾資料の使用を許諾された場合は、a)本契約において付与された使用許諾に関連し、それに準拠する使用のみのために、当該コピーがオリジナルコピーと同時に使用されない場合に限り、自宅のコンピュータに許諾資料の2部目をインストールできるものと、b)その他の者による使用または保有以外の理由によって許諾資料のオリジナルコピーが紛失、破壊またはその他使用できない場合においてのみ、お客様は本ライセンスのバックアップ、保管用コピーを作成できるものとします。
 - お客様がLANライセンス、コンチネンタルライセンスまたはワールドワイドライセンスに基づいて許諾資料を許諾された場合は、本契約に基づいて、Altiumからのライセンスによって許容される範囲内の人数で、お客様が契約者として雇われ、または採用した人物が(当該契約者が適切な書式の秘密保持協定で契約を結んだ場合に限り)同時に許諾資料を使用できます。許諾資料へのアクセスおよび/または使用が許される人数は、一時使用に関連したものを除き、お客様に許諾された人数を超えてはならないものとします。お客様は、許諾された人数を超えて使用を許すかその他の態様によるかを問わず、本契約に基づき許諾された範囲を超える利用は、本契約に違反するばかりではなく、国内および国際的な著作権および特許権に係る法律にも違反することを認めこれに同意するものとします。許諾された人数を超えた人物が同じ許諾資料を使用したり、ライセンスを許諾されていない場所で許諾資料を使用した(許可された一時使用を除く)、または、お客様のライセンスに基づき許諾されていない人物が許諾資料を使用したりする場合は、Altiumがその時点においてその活動を認識しているか否かに拘らず、または後日その活動を知るに至った場合においても、本契約は、即時解除されます。かかる契約解除後においてもソフトウェアまたは他の許諾資料を継続して使用する場合、お客様は著作権侵害およびその他の訴訟上の請求の責任を負わなければならないとします。
 - お客様は、その時に適用される価格に基づき追加ライセンス料金をAltiumに支払うことにより、許諾資料を同時に使用できる人数または場所を追加することができます。ただし、お客様による支払いが行われる前に上記によって追加される許諾資料へのアクセスまたは使用することはできません。追加された人物による許諾資料の使用は、当該の追加された人物が当事者間の当初の契約の日から既に同じ許諾資料を使用することを許諾されていたものとして、本契約の条項によって管理されます。お客様が本契約の条項に違反した場合、本契約によって付与されるライセンスは、Altiumの更なる措置なしに、お客様がこれを受け入れるか否かを問わず、自動的に解除されるものとします。Altiumが当該違反を知らなかった場合において、お客様は、お客様が本契約に違反していない、またはAltiumが当該違反を黙諾したと主張することはできません。

第3条. 他の使用制限、開示; 第三者のライセンスの権利

- ライセンス**であり、販売ではないこと。許諾資料は、お客様にライセンスを許諾されたのであって、販売されたものではありません。いかなる場合においても、お客様は、許諾資料をスタンドアロン製品として販売、ライセンスの許諾またはその商品化しないものとします。許諾資料のうち、お客様は使用許諾製品のみをインストールすることが可能です。
- 譲渡および共有の禁止**。いかなる場合においても、お客様は、Altiumの事前の書面による承諾なしに、許諾資料またはそのいかなる部分をも開示、移転、譲渡、公表、頒布、サービス機関への提供、賃貸、リースまたはその他の方法により他の者が利用することを可能にし

てはならないものとします。ただし、お客様が、当該資料の一時使用を許可することおよび/またはその一部としてAltiumが提供するライブラリを使用許諾製品にインクルードすることは、許容されることとします。使用許諾製品の当該ライブラリの使用許可は、許諾資料と競合する製品には適用されないものとします。

- 3.3. **リバースエンジニアリングの禁止。** お客様は、いかなる場合においても、許諾資料またはそのいかなる部分についても、無許諾の複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、変更もしくはその他の方法による人間が可読な形態への変換を行ってはならず、または人間が可読な形態で許諾資料のいかなる部分をも第三者に開示してはならないものとします。お客様は、当該製品に付属のAltiumセキュリティシステムが提供する使用規制を回避する目的で、許諾資料と共に提供されるAltium製品を変更してはならないものとします。
- 3.4. **開示の制限。** Altiumの書面による事前の許可なしに、関連会社、子会社もしくは部門を含むがこれらに限定されない他の者(このような使用を承諾するように、または承諾された一時使用に関連して、許諾資料を許諾されない場合を除く)、または第三者に提供、開示またはその他の方法によって利用可能にしてはならないものとします。ただし、お客様は、専ら使用許諾製品を製造するために、かかる事前の承諾なしに、デバイスプログラミングファイル、すなわちビットストリームファイルまたはPROMファイルを第三者に提供できるものとします。許諾資料のインストール、インプリメンテーションあるいは他の使用に関してお客様を補助する契約者を雇用したり従事させたりする場合は、お客様は、まず、その契約者がAltiumの直接の競合他社によって雇用されたり従事させられたりしていないことを確認しなければなりません。その契約者が雇用されたり従事している場合は、いかなる場合でも許諾資料にアクセスさせてはけません。その契約者がAltiumの直接の競合他社によって雇用されたり従事させられたりしていない場合は、当該契約者が、本契約の機密保持や他の条項に合致する方法で許諾資料を保護する適切な機密保持協定を締結していることを確認しなければなりません。
- 3.5. **第三者のライセンス。** 本契約に基づいて付与される許諾権利はAltiumによって、もしくはそのためにのみ開発された許諾資料に係るものとします。お客様は、許諾資料が第三者に帰属するコンピュータソフトウェアおよび知的財産権を含むこと、およびかかる第三者のコンピュータソフトウェアおよび知的財産権に対する許諾が開発目的の使用のみを対象にすることを理解し、同意するものとします。お客様がかかる第三者のコンピュータソフトウェアまたは知的財産権を組み入れた、またはそれらに基づく商業製品の頒布を希望する場合に、かかる第三者のコンピュータソフトウェアまたは知的財産権に関してお客様が取得しなければならぬ第三者のライセンス(もしあれば)が何であるかを決定することは、お客様の義務および責任であり、いかなる場合においてもAltiumの義務または責任ではないことをお客様は理解し同意するものとします。お客様は、かかる必要な第三者ライセンスを取得し、または適切に維持することができなかつたことにかかわらず、Altiumによるいかなる許諾、弁済費用および専門家費用を含むがそれらに限られないすべての責任について、Altium並びにAltiumの役員、取締役、従業員、子会社、関連会社および販売業者に対して、完全に賠償し、免責することを承諾するものとします。
- 3.6. **アプリケーションの制限。** 許諾資料は、訓練を受けた専門家のみが使用することを意図しております。これらは、お客様独自の判断、設計またはテストに代わるものではありません。許諾資料には多種多様なアプリケーションがあるために、許諾資料は全てテスト済みであるわけではなく、使用される可能性のある大部分の状況でさえテスト済みではありません。Altiumは、いかなる形であれ、許諾資料の使用を通じてお客様が被った結果に対し、責任を負わないものとします。お客様は、許諾資料の使用または使用方法に関する、およびその結果に関するあらゆる決定に対してお客様が責任を負うことに同意します。お客様は、許諾資料を使用し、またはテストするというお客様の決定に起因する、およびお客様による使用またはテストの結果に起因する第三者の訴訟上の請求からAltiumならびにその役員、取締役、従業員および代理店を補償し、擁護し、無害に保つことに同意します。
- 3.7. **コンプライアンスの証明。** 本契約の期間中、Altiumは、お客様がAltiumの書面による要請を受領後30日以内に、許諾資料の使用において本契約の条件を完全に遵守していることを証明する書類および証明書を提出するよう求めることができるものとします。

第4条. 知的財産権

お客様は、許諾資料における全ての知的財産権は依然としてAltiumまたは(もしあれば)ライセンサーの独占的な財産であることを認めるものとします。本契約は、本契約に基づき、お客様に明示的に付与された許諾および権利を除いて、黙示的、禁反言的またはその他によって、お客様に対して、所有権、ライセンスまたは他の権利を付与するものと解釈されないものとします。

第5条. 秘密保持

お客様は、本契約に基づきAltiumがお客様に提供する許諾資料および全てのその他の情報はお客様によって機密を保持され、本契約により許可される場合を除き、開示されないことを認め、同意するものとします。お客様は、許諾資料はAltiumおよび/または第三者の営業秘密および機密情報であることを認め、同意するものとします。お客様は、お客様の従業員またはAltiumの許諾資料に関する知的財産権を保護するに足りる守秘契約をお客様と締結したコンサルタント/独立した契約者(のみ)当該情報を開示し、利用できるようにすることに同意するものとします。また、お客様は、Altiumの許諾資料の機密を保証し、同種資料に関して半導体及びEDA業界における一般的な保護基準を下回らない、十分な保護対策を講じることに同意するものとします。

第6条. オンラインサービス

- 6.1. **オンラインサービスの利用。** 許諾資料は、Altiumまたは物品または役務を提供する他の者が維持するウェブサイトへのお客様のアクセス(本条において「オンラインサービス」といいます)に依拠しまたは利用促進がなされるものとします。お客様のウェブサイトまたはオンラインサービスへのアクセスおよび使用は、当該ウェブサイトまたはオンラインサービスに記載された条件および免責条項に完全に準拠するものとします。Altiumは、その単独の裁量によって、あらゆるウェブサイトまたはオンラインサービスをいつでも廃止、変更または修正することができるものとします。
- 6.2. **第三者オンラインサービスプロバイダーとの非接続。** Altiumは、第三者により提供されるウェブサイトまたはオンラインサービスを管理、奨励せず、それらに関する責任を負いません。これは、たとえ自社のウェブサイト上にかかるウェブサイトの参照もしくはリンクを組み込んでいても適用されるものとします。引渡および支払条件を含むがこれらに限定されない、当該ウェブサイトまたはオンラインサービスへのアクセスまたは使用に関するお客様と第三者とのあらゆる意見疎通もしくはその他の取引は、お客様と当該第三者との間でのみなされるものとします。いかなる場合も、Altiumは、当該第三者のウェブサイトまたはオンラインサービスプロバイダーによる適用される法律の遵守の不履行、不備または過誤に対して一切の責任を負いません。
- 6.3. **お客様のリスク。** 署名された別段の書面による契約書においてAltiumによって明示的に同意された場合を除き、お客様は、ウェブサイトまたはオンラインサービスへのアクセスまたは使用は全てお客様のリスクによって行われるものであり、下記第9条および10条に記載される制限の対象となることを承認し同意するものとします。
- 6.4. **インターネットベースのライセンス管理システム。** お客様がオンデマンドベースでAltiumから許諾資料のライセンスを許諾された場合において、同資料へのお客様のアクセスがインターネットベースのライセンス管理システムを介するものである場合、お客様は、本契約が、お客様が常に当該インターネットベースのライセンス管理システムを使用できることを一切約束または保証するものではないことを認め、これに同意します。また、お客様は、当該インターネットベースのライセンス管理システムがメンテナンス、エラーの修正またはその他の理由により時にはアクセス不能となる場合があることを認め、これに同意します。

第7条. 期間; 終了

本契約は、発効日に開始し、以下の期間効力を維持するものとします。(a)お客様が、期限付きで許諾資料を許諾された期間、ないしは(b)お客様が永久的に許諾資料を許諾された場合は、終了

するまで、お客様は許諾資料およびその全てのコピーを破壊することによって本契約を終了できました。お客様が本契約の規定のいずれかに違反した場合、本契約は、Altiumによる通知がなくとも、またお客様が許諾資料を期限付きで、あるいは永久的に許諾されたかに関わらず、直ちに終了するものとします。ただし、かかる終了の前に発生していた支払債務は期限が到来しだい、直ちに履行すべきものとします。本契約の終了時に、本契約において明示的に別異の記載がなされている場合を除き、本契約の下に付与された許諾、権利および約束並びに契約の下に課された義務は終了するものとし、お客様は全てのコピーおよび関連する書類を含む許諾資料を破壊するものとし、本契約の終了後も性質上存続すべき全ての規定は存続するものとし、お客様はそれによって遂行するものとして

第8条. 政府による使用

許諾資料には、Altiumの費用のみによって開発された商業用コンピュータソフトウェアが含まれます。したがって、連邦調達規則(FAR)12.212(a)項および防衛連邦調達規定補足規則第227.7202項に基づいて、米国政府による、または米国政府のための許諾資料の使用、複製および開示は、本契約に記載される制限の対象となります。製造者は、3 Minna Close, Belrose NSW, Australiaに所在するAltium Limitedです。

第9条. 制限された救済および権利放棄

許諾資料。本契約に基づいて提供された許諾資料は、権利侵害の不存在、商品性、特定目的への適合性を含むがこれらに限定されない、明示的、黙示的または法定であるかを問わない、いかなる保証もなされることなく、「現状有姿」で提供されるものとします。お客様の受領後90日間に許諾資料がその仕様に従って機能しなくなった場合のAltiumの唯一の責任およびお客様の唯一の救済は、欠陥の修正または交換に限定され、またはAltiumの見解において欠陥品の修正または交換が商業的に実現不可能である場合は、本契約の解除および当該許諾資料に関してお客様によりAltiumに支払われたライセンス料の返金に限定されます。許諾資料が、前記90日の期間を過ぎてその仕様に従って機能しなくなった場合、Altiumはこれに関連する交換またはお客様への返金の責任を一切負わないものとします。Altiumは、許諾資料に含まれる機能がお客様の要求に合致すること、許諾資料の作動が中断されず、誤作動がないこと、または許諾資料における欠陥が修正されることを保証しません。さらに、Altiumは、許諾資料のお客様の使用またはお客様の使用の結果に関し、正確性、精度、信頼性もしくはその他の保証または表明を行いません。Altium許諾資料の一部がインターネットを通じてお客様が入手するのではなく、Altiumが配信する場合、お客様は、電気通信事業者によってお客様に配信される際のすべての損害のリスクを負うものとします。

第10条. 責任の制限

本契約および表明、陳述から生じる契約義務違反、または本契約から生じる過失や故意的行動を含む不法行為または不作為(「不履行事由」と総称します)についてのAltiumの全ての責任は、お客様が直前の12ヶ月間において当該許諾資料の料金としてAltiumに支払った全額と同額の損害額に限るものとします。前項にもかかわらず、たとえAltiumが損害の可能性について知らされていた、またはかかる損害が合理的に見えなかった場合であっても、また、かかる不履行事由が、契約、不法行為、法令または他の法律に基づいているものとして定められているか否かを問わず、Altiumはデータの損失、逸失利益、のれんの喪失または特別、間接的、懲罰的、または結果的損害賠償(第三者による請求の結果、お客様が負った損失および損害を含みます)の原因となる不履行事由についてお客様に対して責任を負いません。この制限は、法が許す範囲で、本契約に基づく制限的救済の重要な目的が達成されない場合にのみ適用されます。本項は、お客様に対して、その他の法的に享受できない権利または救済を与えるものではありません。お客様は、本契約において記載がある場合を除き、許諾資料の使用から得られる収益性またはその他の結果もしくは利益について、Altiumがお客様またはお客様を代表する者自身に対して一切の約束、表明、保証または引受を行わないことを認めるものとします。お客様はご自身の技術と判断のみに基づいて許諾資料を取得するものです。本契約は、1974年オーストラリア取引債行法のパートVAまたは類似の州法のような、本契約に記載された責任の制限を禁止し、制限し、修正する、許諾資料が許諾される管轄地の法律に基づいて、Altiumの責任を除外、制限または修正するものではありません。

第11条. 輸出制限

許諾資料が許諾される管轄地によって、本契約は特定の政府による輸出制限もしくは他の制限の対象となる可能性があり、お客様はそれらに関する全ての適用される法律を遵守するものとします。お客様は、適切な政府の許可なしに、あらゆる形態による許諾資料、参照画像または書類を輸出または再輸出しないことに同意します。本条項を遵守しない場合は、本契約の重大な違反と見なされ、Altiumがかかる行為をその時点で認識していたか否かに関わらず、本契約の自動解除に至るものとします。

第12条. 第三者受益者

お客様は、許諾資料および関連する書類の一部は第三者よりAltiumに許諾されている可能性があり、当該第三者は本項目の意図的な第三者受益者であることを理解するものとします。

第13条. 譲渡禁止

お客様は、本契約において別段の記載がある場合を除き、本契約また本契約における利益もしくはその一部を、法律の適用、合併契約、資産の売却その他を問わず、Altiumの事前の書面による承諾なく、譲渡または移譲することはできないものとします。

第14条. 準拠法

本契約は、抵触法または法の選択の原則にかかわらず、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。本契約は、当事者の権利または義務の制限もしくは除外が本契約上存在した場合に、関係国、および関連するEC理事会指令を実施するためのEU加盟国の法律が適用される場合にはその法律において、かかる制限もしくは除外が違法であるとされる場合は、それらの権利もしくは義務を制限または除外するものと解釈されないものとします。

第15条. 一般条項

- 15.1. **執行不可能。** 管轄権を有する裁判所が何らかの理由で本契約の条項またはその一部が不法、禁止、無効または何らかの理由で執行不可能と判断した場合、当該規定は、当事者の意図を有効に反映するため最大限許される範囲において差し替えられ、残りの条項は効力を保持するものとします。
- 15.2. **見出し。** 本契約に別段の記載がない限り、各項目の引用は本契約の各項目への引用とします。見出しは便宜上のために挿入されたものであり、本契約の構成に影響を及ぼさないものとします。
- 15.3. **構成。** 文脈上異なる解釈を要する場合を除き、単一形を表す言葉は複数の言葉を含み、その逆も同様であり、男性形を表す言葉は女性形も含み、自然人を示す言葉は、法人団体も含みます。
- 15.4. **放棄。** いずれかの当事者が本契約の下での権限、権利または特権を行使しないか、またはその行使が遅延した場合でも、その権利を放棄したものと見なされないものとし、その権限、権利または特権の1つもしくは一部の行使は、その他のまたはさらなる権限、権利または特権の行使を妨げないものとします。
- 15.5. **完全なる合意。** 本契約は、目的事項についてのお客様とAltiumとの間の完全なる合意であり、口頭または書面にかかわらず全ての以前の合意、理解、表明よりも優先して適用されるものとします。本契約への追加または修正は、お客様およびAltiumの権限を持つ要員の署名がなされた書面によらなければ効力を有しないものとします。
- 15.6. **言語。** 本契約の翻訳に起因して不明確な点が生じた場合は、英語版を真正版と見なし、これが優先するものとします。